

医療死亡事故の調査等に関する新しい仕組みのイメージ(案)

医療機関からの届出※1

※1 医師法第21条による警察への届出は不要とする。
医療機関からの届出義務範囲は、以下に限定。

【届出範囲（案）】 ※ 医療機関の管理者が判断

- ① 医療過誤の疑いのある死亡
- ② 行った医療に起因した（疑いを含む。）死亡で、
死亡を予期しなかったもの

医療安全調査委員会（仮称）

- 国に設置（厚生労働省に設置するか否かについては更に検討）
- 委員会の目的は、原因究明・再発防止による医療の安全の確保であり、
関係者の責任追及を目的としたものではない。

遺体の解剖、カルテ等の調査

調査
チーム
(事例毎)

- ※ 解剖を伴わない調査も必要に応じて実施
- ※ 立入検査等を行うための権限を付与
(質問に答えることは強制されない)

医療者を中心とした評価・検討

地方
委員会
(地方ブロック毎)

- ※ 法律関係者及び医療を受ける立場を代表する者
等も参画。

中央に設置
する委員会
(中央)

調査報告書の作成・公表



再発防止策の提言、関係省庁への勧告・建議

遺族からの調査依頼※2

※2 【届出範囲（案）】に限定されない。
遺族に代わって医療機関が行うことも可能。

医療機関からの届出や遺族からの調査依頼に
関する相談を受け付ける機能を整備する。

委員会以外での諸手続

（遺族と医療機関との関係）

- 患者・家族と医療従事者との対話をサポートする人材の育成の推進
- 裁判外紛争解決（ADR）制度の活用の推進
- 報告書は民事手続での活用が可能

（行政処分）

- 医療安全の向上を目的とし、システムエラーの改善を重視
- 医療機関に対する再発防止に向けた改善措置を医療法に創設
- 個人に対しては再教育を重視

（検査機関との関係）

- 委員会から検査機関へは悪質な事例に限定して通知
 - ・ 診療録等の改ざん、隠蔽など
 - ・ 過失による医療事故を繰り返しているなど
 - ・ 故意や「標準的な医療から著しく逸脱した医療」